

林業事業体の皆様へ

(平成29年度)

「緑の雇用」現場技能者育成推進事業

現場技能者を段階的かつ体系的に育成する林業事業体を支援します。作業実態等を理解するための**トライアル雇用**や基本的な知識・技能等を習得するための**OJTを含む3年間の研修**、作業班長等に必要な知識・技能等を習得するための**キャリアアップ研修**に必要な経費(研修生当たり月額9万円等)を助成します。なお、認定事業体もしくは事業開始までに認定見込みの事業体が本事業の対象となります。

事業期間

認定事業主以外で「緑の雇用」の活用をお考えの方は、認定の取得を各都道府県の林業労働力確保支援センターに、ご相談下さい。

- FW研修は平成29年6月から翌年1月31日まで

助成要件の主な変更点

- FW研修の技術習得費助成月数8ヶ月、指導助成日数上限140日に変更する
- 事前審査制度の導入による研修生の割当を実施し、割当外の研修生は拡大研修生として助成金なしで集合研修、OJT研修に参加できる。
- フォレストリーダー、フォレストマネジャーは指導員になれる
- 指導員は研修場所に必ず配置しなければならない
- 指導費は総研修生、指導員の人数により助成額が異なる
- 事務管理費は事業体ごとに月20,000円とする

研修の体系

研修の種類

集合研修

実地(OJT)研修

トライアル雇用
(本格採用前)

実施しません

最大3ヶ月
(上限60日)

※フィールドの要件はありません。

フォレストワーカー(林業作業士)研修

(1年目)

28日間

【実施する安全講習等】
 ・普通救命講習
 ・刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育
 ・伐倒等の業務に係る特別教育
 ・玉掛け技能講習
 ・小型移動式クレーン運転技能講習
 ・網猟・わな猟

(2年目)

29日間

【実施する安全講習等】
 ・不整地運搬車運転技能講習
 ・車両系建設機械運転技能講習
 ・はい作業従事者に対する安全教育
 ・機械集材装置の運転に係る特別教育
 ・走行集材機械の運転の業務に係る特別教育

(3年目)

21日間

【実施する安全講習等】
 ・簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育
 ・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育

実践研修
最大8ヶ月
(上限140日(注))

※フィールドの要件はありません。

フォレストリーダー(現場管理責任者)研修

(5年目以上)

16日間

助成はありません

【実施する安全講習等】
 ・造林作業の作業指揮者等に対する安全衛生教育
 ・はい作業主任者技能講習
 ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習

フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)研修

(10年目以上)

10日間

助成はありません

【実施する安全講習等】
 ・安全衛生推進者養成講習

事業実施上の要件

事業体の要件

認定事業体であること。もしくは認定承認が確実であること。

研修生の要件

トライアル雇用

林業経験1年未満であること

フォレストワーカー(林業作業士)1年

林業経験が2年未満であること

2年、3年生

前年の修了生であること。(ただし1年修了含め5年以内の者)

指導員の要件

※ 指導員とは事業体で実施するOJT(実践)研修指導をする責任

下記条件の1、2の条件に適合する、もしくは3の条件を有する者

1. 刈り払機取扱い作業に係る安全衛生教育終了かつ伐木等の業務に係る特別教育修了者であって、当該業務に3年以上の経験を有するもの
2. 指導員能力向上研修を修了している者
3. フォレストリーダー(FL)又はフォレストマネジャー(FM)を取得した者

事業助成経費

技術習得費

月額 9万円 研修生共通

労災保険料

技術習得費の6%

指導費

日額 5千円～15千円 研修生共通 ただし指導員及び研修生の人数により金額が変わる

研修準備費

1名 10万円 フォレストワーカー1年生

資材費

1名 4万円 トライアル雇用もしくはフォレストワーカー1年生

安全向上対策費

1名 5万円 フォレストワーカー共通

研修環境整備費

1名 月額2万円 フォレストワーカー1年生 女性のみ

雇用促進支援費

1名 月額2万円 フォレストワーカー1年生 住宅手当

就業環境整備費

1名 月額1万円 フォレストワーカー共通 公的退職金制度加入が必須

研修事務管理費

1事業体当たり 月額2万円

※各助成費用とも詳細な要件があります。